

総 行 女 第 37 号
令和 7 年 11 月 21 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各 指 定 都 市 総 務 局 長
（人事担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室長

職員の退職管理に関する内閣官房令及び行政執行法人の役員の退職管理
に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令について

所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）の施行（令和 7 年 12 月 1 日）に合わせ、職員の退職管理に関する内閣官房令（平成 20 年内閣府令第 83 号。以下「職員官房令」という。）及び行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令（平成 20 年内閣府令第 84 号。以下「役員官房令」という。）の一部が改正され、本日公布されました。

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 38 条の 6 では、地方公共団体は、退職管理の適正を確保するため、職員であった者による再就職の届出について条例で必要な規定を設けることができることとしているところです。貴団体が同条に基づき、職員官房令第 10 条又は役員官房令第 9 条に類似する規定を設けている場合には、今回の改正の趣旨を十分ご理解の上、所要の措置を講じていただくようお願いするとともに、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知をお願いします。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第 59 条（技術的助言）及び地方自治法第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

【連絡先】

総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室 寺師、進藤
電話：03—5253—5546（直通）

職員の退職管理に関する内閣官房令及び行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令の概要

令和 7 年 11 月
内閣人事局退職管理第一係

1 改正の趣旨

所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、職員の退職管理に関する内閣官房令（平成 20 年内閣府令第 83 号。以下「職員官房令」という。）及び行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令（平成 20 年内閣府令第 84 号。以下「役員官房令」という。）について規定を整理する。

具体的には、職員官房令第 10 条及び役員官房令第 9 条に規定する内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額については、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 3 項第 1 号括弧書に規定する給与所得控除額（55 万円）と同法第 86 条第 1 項第 1 号に規定する基礎控除の額（48 万円）の合計額（103 万円）と規定しているところ、改正法により給与所得控除額と基礎控除の額に係る規定がそれぞれ以下のように改正されることから、これを引用する職員官房令及び役員官房令においても必要な規定の整理を行うほか、本改正の施行後においても、施行日前に営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった者については、引き続いて従前の額（103 万円）を適用するため経過措置規定を設ける。

- （１）給与所得控除について、所得税法第 28 条第 3 項第 1 号に規定する額が引き上げられる（65 万円）とともに、同号から括弧書が削られる。
- （２）基礎控除について、同法第 86 条第 1 項第 1 号に規定する額が引き上げられる（58 万円）とともに、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 16 の 2 が新設され、同条第 1 項において加算措置（最大 37 万円）が設けられる。

※ 以上の改正の結果、内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額は合計して 160 万円となる。

2 施行期日

令和 7 年 12 月 1 日（改正法附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日と同日）

【参考】職員の退職管理に関する内閣官房令等の一部改正について（令和7年11月21日公布・12月1日施行）

- 国家公務員法に基づく元管理職職員の再就職の届出について、営利企業以外への再就職で報酬が少額の場合は不要とする旨を政令で定めており、内閣官房令でその基準額としていわゆる年収の壁相当額（現在103万円）を規定
- 本年12月1日施行予定の所得税法等の改正（改正後160万円）を踏まえて規定を整理
- その他、届出要否の公平性の確保等のため、改正官房令の施行前に再就職した者について経過措置を規定

■ 改正の概要

● いわゆる年収の壁相当額とその根拠

	改正前	改正後
給与所得控除相当額	55万円 （所得税法§28Ⅲ①括弧書）	65万円 （所得税法§28Ⅲ①）
基礎控除相当額	48万円 （所得税法§86Ⅰ①）	58万円 （所得税法§86Ⅰ①） + 37万円 （租税特別措置法§41の16の2Ⅰ①イ（R7・8年分）/Ⅰ②（R9年分以後））
合計額	103万円	160万円

※内閣官房令で定める額は、再就職等規制の趣旨に照らして、給与所得者について所得税の支払いが発生しない所得額の上限額（＝年収の壁相当額）としていることから、今回の所得税法等の改正を踏まえて、内閣官房令で定める額についても変動

● 経過措置規定の考え方

- 施行日前に再就職したにもかかわらず、届出を行わないまま施行日を超えた場合、報酬額が103万円を超えて160万円以下である者が届出義務を免じられることは、施行日前に届出を行った者との間で制度上公平性を欠くため、**施行日前に再就職した者について経過措置を設ける。**

	R7.12.1 (施行日)	令和8年	適用される 報酬の基準額
①	■ 再就職日 → ■ 届出日		→103万円
②	■ 再就職日 → ■ 届出日		→ 103万円
③	■ 再就職日 → ■ 届出日		→160万円

○内閣官房令第十一号

職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第三十三条第四号及び行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）第十九条第二号の規定に基づき、職員の退職管理に関する内閣官房令及び行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和七年十一月二十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

職員の退職管理に関する内閣官房令及び行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

（職員の退職管理に関する内閣官房令の一部改正）

第一条 職員の退職管理に関する内閣官房令（平成二十年内閣府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前					
（内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額） 第十条 令第三十三条第四号に規定する内閣官房令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号に規定する給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十六の二第一項第一号イに掲げる場合（令和九年以後の各年分にあつては、同項に掲げる場合）における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。		（内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額） 第十条 令第三十三条第四号に規定する内閣官房令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第八十六条第一項第一号に掲げる場合における同条の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。					
（行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の一部改正） 第二条 行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令（平成二十年内閣府令第八十四号）の一部を次のように改正する。							
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。 <table><tr><th>改 正 後</th><th>改 正 前</th></tr><tr><td> （内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額） 第九条 令第十九条第二号に規定する内閣官房令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若 </td><td> （内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額） 第九条 令第十九条第二号に規定する内閣官房令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若 </td></tr></table>		改 正 後	改 正 前	（内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額） 第九条 令第十九条第二号に規定する内閣官房令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若	（内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額） 第九条 令第十九条第二号に規定する内閣官房令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若		
改 正 後	改 正 前						
（内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額） 第九条 令第十九条第二号に規定する内閣官房令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若	（内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額） 第九条 令第十九条第二号に規定する内閣官房令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若						

しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号に規定する給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十一条の十六の二第一項第二号イに掲げる場合（令和九年以後の各年分にあつては、同項に掲げる場合）における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。

しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第八十六条第一項第一号に掲げる場合における同条の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。

附則

（施行期日）

1 この内閣官房令は、所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和七年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の職員の退職管理に関する内閣官房令第十条の規定は、この内閣官房令の施行の日以後に営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった場合（職員の退職管理に関する政令第三十三条第一号から第三号までに掲げる場合を除く。以下、この項において同じ。）について適用し、同日前に営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった場合については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令第九条の規定は、この内閣官房令の施行の日以後に営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった場合（行政執行法人の役員の退職管理に関する政令第十九条第一号に掲げる場合を除く。以下、この項において同じ。）について適用し、同日前に営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった場合については、なお従前の例による。